

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）」に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和 8 年 4 月 8 日から令和 8 年 5 月 7 日まで、「「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定める基準を定める件（案）」及び「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき物流倉庫分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準を定める告示（案）」に関する意見募集について」に関するパブリックコメントを実施し、広く国民の皆様からのご意見を募集いたしました。その結果、本件に関して、13 件のご意見を賜りました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。とりまとめの都合上、いただきましたご意見は要約等の整理をしております。なお、本件に直接関係がなかったご意見についても、今後の施策の推進にあたり参考にいたします。皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和 8 年 4 月 8 日（水）～令和 8 年 5 月 7 日（木）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- ③ 意見提出方法：電子政府の総合窓口の意見提出フォーム、電子メール及び郵送

2. 意見数

- ・提出意見数：13 件

3. お問い合わせ先

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室 意見募集担当
電話番号 03-5253-8111（内線41-347）

以上

別紙

ご意見及び国土交通省の考え方		
番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	倉庫業者に該当しない事業者であっても、自家用倉庫等においては、物品の搬入・搬出、仕分け、流通加工、在庫管理等、倉庫業者と同様の業務が日常的に行われている。求人に関しても、業務内容や求められる技能は倉庫業者か否かによって区別されておらず、人材確保の困難性は両者において同様に存在している。 このような状況において、受入れ対象を倉庫業者等に限定することは、同一の業務実態・同一の人手不足状況にある事業者の一部のみを対象とすることとなり、制度本来の目的である人手不足の解消効果を不必要に制限するものである。 物流倉庫に係る特定技能外国人の受入れ対象については、倉庫業の登録のある事業者に限らず、自家用倉庫等において同様の業務を行う事業者を含めるよう、制度の見直しを検討すべき。	特定技能制度及び育成就労制度は、生産性向上のための取組や国内人材の確保を行ってもなお当該分野における人手不足が深刻であり、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要な分野に限って、必要な範囲で外国人の受入れを行う制度です。この制度趣旨を踏まえて、今般、倉庫業・貨物自動車運送業の事業者の人手不足状況を判断し、分野追加が認められたものとなります。
2	物流倉庫分野において、育成就労実施者または特定技能所属機関として認められる事業者の範囲について、より具体的な判断基準を示すべき。特に、倉庫業者から作業を受託している事業者、3PL 事業者、構内作業受託会社、運送事業者等が対象となる場合の要件について、具体例を示すべき。 受入対象事業の判断に関しては、指揮命令関係の観点、作業場所の管理主体の観点、雇用契約の主体の観点、安全衛生責任の帰属等の観点から、判断基準を類型化、精緻化すべき。	受入対象事業者については告示案のとおり、①倉庫業者、②倉庫業者が現に営業に使用している倉庫において当該倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者、③一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者であることを要件としております。当該要件に基づき、適切な制度運用がなされるよう、ご意見を今後の制度設計の参考とさせていただきます。
3	告示案は労働者派遣を禁じる一方、「倉庫業者の委託を受けて倉庫作業を実施する者」を受入機関として容認している。重層的な下請け構造が常態化している物流業界において、形式上の「委託（業務請負）」を隠れ蓑にしつつ、実態として発注者（倉庫業者）が外国人労働者に直接指揮命令を行う「偽装請負」が蔓延する温床となるのではないか。	ご指摘の懸念が生じないよう、ご意見を今後の制度設計の参考とさせていただきます。

4	物流倉庫業務は、作業内容が多岐にわたり、かつ安全確保が極めて重要であるため、形式的な基準の充足にとどまらず、実効性のある教育・研修体制の整備を促す仕組みが必要であると考え。また、言語や文化の違いに起因するコミュニケーション上の課題も想定されることから、現場における安全指示や作業手順が確実に伝達されるよう、多言語対応の指針や具体的な支援策の明確化が望まれる。 さらに、受入れ企業側に過度な事務負担が生じた場合、制度の形骸化や現場への負担増加につながる可能性があるため、手続きの簡素化や運用の柔軟性にも配慮していただきたい。	ご指摘の懸念が生じないよう、ご意見を今後の制度設計の参考とさせていただきます。
5	分野別協議会への協力、報告が自己申告に基づくものであると、実態とのずれが出てくる可能性があるのではないかと。予告なしの抜き打ち検査など、ごまかしができない状況で第三者目線での確認を行い、問題の有無を判断すべき。	ご指摘の懸念が生じないよう、ご意見を今後の制度設計の参考とさせていただきます。
6	受入機関等に対し、分野別協議会への加入や協議事項に関する措置を義務付けている。しかし、協議会が労働力を欲する業界関係者主体で構成された場合、監視機能が形骸化するのではないかと。行政庁による直接的で厳格な法的制裁に代わり、利害関係者による間接的な紳士協定にコンプライアンスの担保を委ねる法構造は不利益処分の根拠として弱く、業界の自浄作用が働かない無責任体制となるのではないかと。	ご指摘の懸念が生じないよう、ご意見を今後の制度設計の参考とさせていただきます。
7	受入機関に対し、入出庫管理システムや連携機器等の継続的利活用による生産性向上を求めているが、この要件の法的定義は極めて抽象的かつ広範である。市販の安価なソフトウェアを形式的に導入しただけで要件適合とみなされ、本来の目的である日本の物流産業の構造的な近代化・機械化が遅滞するのではないかと。システム導入による労働生産性の向上を定量的な数値指標（％等）で立証することを義務付けるのはいかがかと。	物流倉庫は、季節変動や繁閑の他、寄託された荷物の品目、数量、重量、荷姿、性質などによって業務量や繁忙に変化が生じることが一般的です。そのため、入庫・保管・出庫を行った荷物の個数や一つの荷物に要する荷役時間の長さなどの指標を用いて生産性の向上を推し測ることは困難であると考えております。また、倉庫ごとに扱う荷物の品目や性質などが大きく異なるため、単一の要件や基準をすべての倉庫に共通して定めることも極めて困難

		です。さらに、一定の期間の数値結果による変化を要件とすれば、制度が開始されても当該一定の期間を経るまでは受入れができないといった新たな課題を生む恐れがあることから、原案のとおりとさせていただきます。
8	情報システム要件について、特定の倉庫管理システムの有無のみで判断するのではなく、現場実態に応じた柔軟な運用を認めるべき。具体的には、人材管理、勤怠管理、教育管理、在留資格管理、支援記録管理等のシステムを組み合わせ運用している場合についても、適切な管理体制として評価すべき。また、特定システムの導入を要件とすることは、中小事業者の参入が制限されるリスクがあることに留意すべき。	本告示案における情報システムの利活用を求める規定については、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」における有識者委員からの御意見等を踏まえ、倉庫作業の省力化・省人化により生産性向上を図っている事業者にのみ外国人の受入れを認めることにより、業界全体の生産性向上を促すために規定しているものとなります。また、当該規定は入庫管理、在庫管理、出庫管理の機能面のみに着目しているもので、特定の製品の導入を促しているものではございませんので、原案のとおりとさせていただきます。